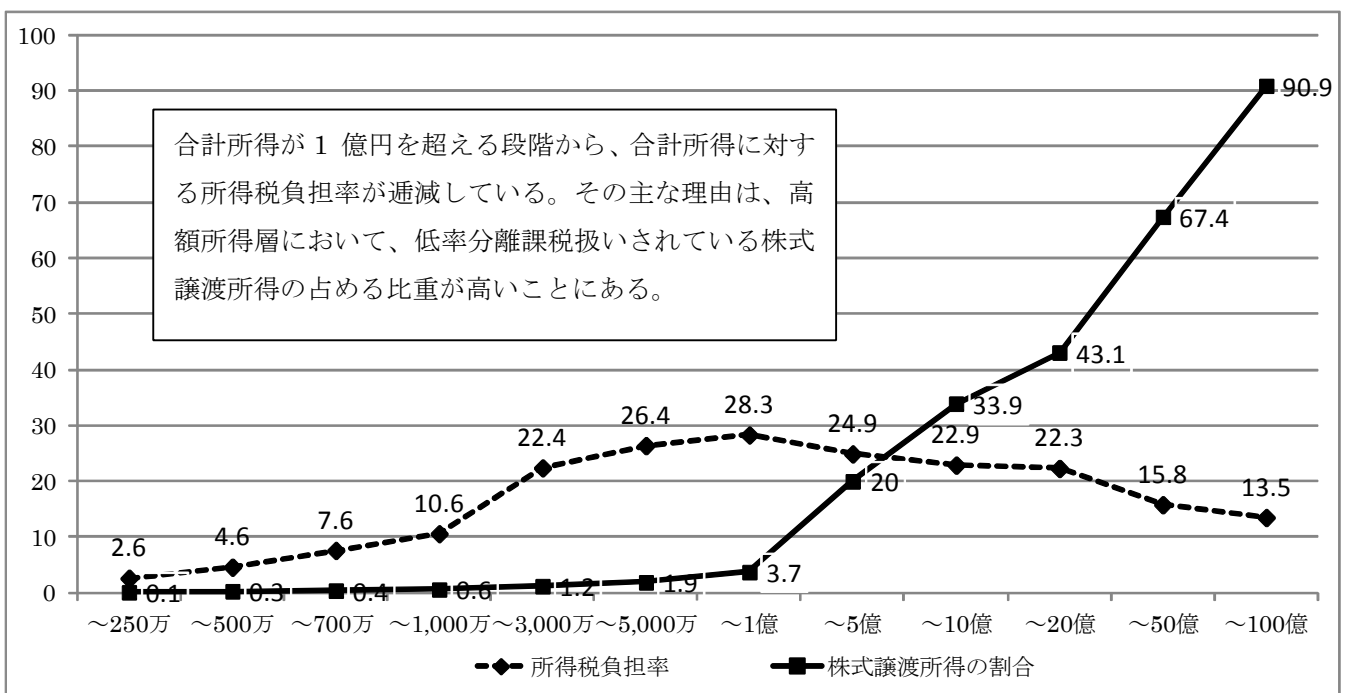


消費増税に代わる税源

（所得税のあり方、特別会計剰余金の活用など）

税源が消費税（均一税率）か、所得税（累進税率）かによって大きな違いがあります。低所得層にとっては消費税増税は新たな負担が課せられ、税の正義「応能負担による所得再配分」が守れません。

－課税の現状：申告納税者の所得税負担率と株式譲渡所得の割合－



財務省「参考資料（所得税）」平成23年12月20日、第5回社会保障・税一体改革作業チーム資料より作成

参議院「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会中央公聴会」2012年8月6日での醍醐東大名譽教授の意見陳述から

政府の公式見解：今後、消費税率の引上げにより、税制全体としての累進性がさらに低下することも踏まえれば、所得税については、高い所得層に負担を求めるなど所得再分配機能の回復を図る改革を進める必要がある。」（「社会保障・税一体改革大綱」（2012年2月17日、閣議決定）



3党合意を経た消費税改正法案修正案（閣法第72号）は、こうした閣議決定を全面的に反故にし、資産課税の所得再分配機能はもとより、財源調達機能も劣化させるもの。これほど不条理な法案を採決することは、税の正義に反すると同時に、わが国の税制に一層深刻な歪みをもたらす。

●消費税に頼らずとも財源はある（醍醐東大名誉教授の提言）

消費税増税に代わる財源の提言（私見）

1. 所得税の累進性の復元による増収 2.0兆円

説明：①税率の引上げ おおむね消費税創設時に戻す。ただし、課税所得 500～700 万円（年収ベースでは 675～1,000 万円）まで遡り、順次、各ブラケットにつき、20%→25%、23%→35%、33%→45%、40%→55%、60%、70% へ引き上げる。

②現在、低率で分離課税扱いされている金融所得等もすべて総合課税とする。

2. 法人税の 5%減税の中止 1.2兆円

説明：①経済界が減税要求の根拠とする、税率の差による法人活動の海外移転は根拠が乏しく、減税による雇用の拡大等の効果も立証されていない。

3. 特別会計の積立金・決算剰余金の活用 8.0兆円

説明：①2010 年度末現在の特別会計全体の積立金合計 182 兆円のうち、年金給付の財源として留保すべき 128 兆円を除いた 54 兆円のうちの 40 兆円と、2010 年度の特別会計の決算剰余金合計のうち、翌年度に繰り越された歳出および支払備金として、翌年度の歳入に繰り入れをする必要がある額を除く 20 兆円を合わせた 60 兆円を国債の繰上げ償還に充当。それによって、軽減される翌年度以降の国債の利払費相当の財源

(1.0兆円)

②現在の予算規模を前提して、活用可能な特別会計の恒常的不用額（過去 5 ヶ年の最低額）

(7.0兆円)

4. 医薬品メーカーに異常な高利益をもたらしている薬価の 2 割引下げ 0.9兆円

説明：

①日本の相対薬価（2011 年現在）は対アメリカ 1.14 倍、対ドイツ 1.49 倍、対フランス 2.65 倍、対イギリス 2.66 倍と極めて高い水準にある（後掲、全国保険医団体連合会「日本の薬価プロジェクト 2011」の公表資料による）。

②わが国医薬品メーカーの売上高営業利益率（2004～2010 年度平均）は 14.9%で、製造業平均（3.7%）を大きく超える異常に高い水準にある。その大半の要因は異常に低い売上高原価率（2010 年度決算でいうと、全製造業平均が 83.2%であるのに対して、医薬品製造業平均は 45.9%、武田薬品工業は 22.4%）にある。

③このことは、現在の公定薬価を例えば 2 割引き下げても、たとえば、武田薬品工業だけで、2010 年度分で約 983 億円の薬剤費の削減が可能になる。それでも、同社の 2010 年度の売上高営業利益は 2,513 億円、営業利益率は 19.3%で、資本金 100 億円以上の製造業企業の平均売上高利益率 1.7%を大きく超える。

④全国保険医団体連合会「日本の薬価プロジェクト 2011」が 2011 年 3 月に公表した試算によると、後発品のない先発医薬品の価格を 2 割下げることによって、0.9 兆円の財源が生まれる。

合 計

12.1兆円